

議案第 8 1 号

農事調停について

津地方裁判所平成 3 0 年（セ）第 3 号所有権移転登記手続請求農事調停事件について、次のとおり調停を成立させる。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

1 申立人の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

2 調停成立の方針

- (1) 申立人は、亀山市に対し、別紙物件目録記載の農地の一部（以下「本件土地」という。）を、金 5 0 , 1 3 0 , 0 8 0 円で売り、亀山市はこれを買受ける。
- (2) 亀山市は、申立人に対し、前項の代金を、平成 3 1 年 1 月 3 1 日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 申立人は、亀山市に対し、平成 3 1 年 1 月 3 1 日限り、本件土地を引き渡す。
- (4) 申立人は、亀山市に対し、本件土地につき、調停成立の日の売買を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は亀山市の負担とする。
- (5) 申立人と亀山市との間には、本件に関し、調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は、各自の負担とする。

提案理由

所有権移転登記手続請求農事調停事件の調停成立について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

物件目録

1	所 地 地 地	在 番 目 積	三重県亀山市住山町字下古野 7番2 畑 1342 m ²
2	所 地 地 地	在 番 目 積	三重県亀山市住山町字下古野 7番3 畑 589 m ²
3	所 地 地 地	在 番 目 積	三重県亀山市住山町字下古野 12番4 畑 409 m ²
4	所 地 地 地	在 番 目 積	三重県亀山市住山町字下古野 17番 畑 340 m ²
5	所 地 地 地	在 番 目 積	三重県亀山市住山町字下古野 17番1 畑 442 m ²
6	所 地 地 地	在 番 目 積	三重県亀山市住山町字下古野 17番5 畑 333 m ²